



長野県報

3月17日(月)
令和7年
(2025年)
第592号

目次

規則

長野県道路交通法施行細則の一部を改正する規則(東北信運転免許課)..... 1

告示

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定(保健・疾病対策課)..... 11

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定辞退(保健・疾病対策課)..... 11

家畜伝染病予防法に基づく検査の実施(園芸畜産課)..... 11

家畜伝染病予防法に基づく注射の実施(園芸畜産課)..... 15

保安林予定森林にする旨の通知(2件)(森林づくり推進課)..... 15

道路の区域変更及び関係図面の縦覧(3件)(道路管理課)..... 16

道路の供用開始及び関係図面の縦覧(2件)(道路管理課)..... 17

漁業法に基づく水産動植物の繁殖保護を図るための指示(内水面漁場管理委員会)..... 18

公告

職員の分限免職処分(人事課)..... 19

大規模小売店舗立地法附則第5条第1項の規定による届出及び届出書等の縦覧(産業立地・IT振興課)..... 19

国土調査法に基づく成果の認証(農地整備課)..... 20

土地改良区の定款変更の認可(農地整備課)..... 20

規則

長野県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和7年3月17日

長野県公安委員会委員長 柳平千代一

長野県公安委員会規則第3号

長野県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

長野県道路交通法施行細則(昭和35年長野県公安委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項第2号の「次号イ」を「次号のイ」に改める。

第17条第2項中「及び次の各号のいずれかの書類」を「並びに住民票の写し、運転免許証その他官公署が発行した書類であつて安全運転管理者又は副安全運転管理者として選任された者の氏名、生年月日及び住所が記載されているものの写し」に改め、同項各号を削る。

第24条第3項中「次に掲げるとおり」を「長野県飯田警察署(法第97条第1項第2号に掲げる事項についての運転免許試験を除く。)」に改め、同項各号を削る。

第26条中「第24条第8項」を「第24条第12項」に改める。

第27条の2第1項中「第21条第3項及び第30条の13第2項」を「第21条第6項及び第30条の11第2項」に、「又は府令」を「、府令」に、「における申請に限る。」又は「を」を「又は運転免許証を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損した場合(免許情報記録個人番号カードを有する場合に限る。)」における申請に限る。又は「に、」第30条の13第1項第2号から第5号までのいずれかに該当する場合」を「第30条の11第1項に該当する場合(第1号に該当する場合にあつては、運転経歴情報記録個人番号カード(その者に係る法第105条の2第3項に規定する運転経歴情報が記録された法第95条の2第1項に規定する個人番号カードをいう。)を有する場合に限る。)」に、「警察署長を経由しないで」を「長野県警察本部交通部運転免許本部の東北信運転免許課北信運転免許センター長若しくは東北信運転免許

課東信運転免許センター長若しくは中南信運転免許課中南信運転免許センター長（以下この条及び別表第4において「運転免許センター長」という。）を經由して」に改め、同条第2項中「第30条の9第3項及び第30条の10第2項」を「第30条の7第4項及び第30条の8第2項」に、「の更新」を「若しくは免許情報記録の更新」に、「の交付」を「の交付若しくは運転経歴情報の記録」に、「若しくは交付」を「、交付若しくは記録」に、「警察署長を經由しないで」を「運転免許センター長を經由して」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 府令第21条の2第3項に規定する公安委員会規則で定める場合は、特定免許情報の記録を申請しようとする者（運転免許証及び免許情報記録個人番号カードのいずれをも有しない者（政令第43条第4項第1号に掲げる者を除く。）を除く。）が、当該記録に係る申請書を運転免許センター長又は長野県飯田警察署長を經由して公安委員会に提出する場合とする。

3 府令第21条の9第3項に規定する公安委員会規則で定める場合は、法第95条の2第11項に規定する運転免許証の交付の申請しようとする者（法第107条の規定により直近において有していた免許情報記録個人番号カードを引き続き有しているとみなされる者を除く。）が、当該交付に係る申請書を運転免許センター長又は長野県飯田警察署長を經由して公安委員会に提出する場合とする。

第27条の3中「第101条の2の2第5項」を「第101条の2の2第7項」に改める。

第28条の2を次のように改める。

（運転経歴証明書の交付等）

第28条の2 法第105条の2第1項に規定する運転経歴証明書の交付若しくは同条第3項に規定する運転経歴情報の記録又はその双方の申請は、運転経歴証明書交付等申請書（様式第23号の2）により行わなければならない。

2 前項の申請に基づき法第105条の2第2項の規定による運転経歴証明書の交付を受ける際に府令第30条の16第2項の規定により運転経歴情報の抹消を受けようとするときは、第29条の2の規定にかかわらず、前項の申請書に運転経歴情報の抹消を受ける旨を記載しなければならない。

3 第1項の申請に基づき法第105条の2第4項の規定による運転経歴情報の記録を受ける際に府令第30条の12第2項の規定により運転経歴証明書を返納しようとするときは、次条の規定にかかわらず、第1項の申請書に運転経歴証明書を返納する旨を記載しなければならない。

4 府令第30条の10第2項又は第30条の15第2項に規定する届出書は、運転経歴証明書記載事項変更届（様式第23号の3）によるものとする。

5 府令第30条の11第1項に規定する運転経歴証明書再交付申請書は、運転経歴証明書再交付申請書（様式第23号の4）によるものとする。

6 府令第30条の11第1項の規定による運転経歴証明書の再交付を受ける際に法第105条の2第4項の規定による運転経歴情報の記録を受けようとするときは、当該記録の申請は、第1項の規定にかかわらず、前項の申請書に当該記録を受ける旨を記載して行わなければならない。

7 前項の記録を受ける際に府令第30条の12第3項の規定により運転経歴証明書を返納しようとするときは、次条の規定にかかわらず、第5項の申請書に運転経歴証明書を返納する旨を記載しなければならない。

8 府令第30条の11第1項の規定による運転経歴証明書の再交付を受ける際に府令第30条の16第2項の規定により運転経歴情報の抹消を受けようとするときは、第29条の2の規定にかかわらず、第5項の申請書に運転経歴情報の抹消を受ける旨を記載しなければならない。

第29条中「第107条第1項第2号若しくは第3号又は」を「第106条の3第1項第2号から第4号まで若しくは」に、「第30条の14」を「第30条の12」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（免許情報記録等の抹消）

第29条の2 法第106条の4第1項第1号（法第106条の3第1項第1号に該当するものを除く。）若しくは第3号の規定により免許情報記録の抹消を受けるとき又は府令第30条の16の規定により運転経歴情報の抹消を受けるときは、免許情報記録（運転経歴情報）抹消届（様式第24号の2）により行わなければならない。

第30条第1項中「者」を「者又は公安委員会の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）と講習を受ける者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法により同項第11号に規定する講習を受けた者」に改める。

第33条第1項中「。以下この条において「管轄警察署長」という。）を經由」を「）を經由して提出」に改め、同項ただし書及び各号を削り、同条第2項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、別表第4の左欄に掲げる申請書又は届出書等は、それぞれ同表の右欄に掲げる機関を經由して提出しなければならない。

第33条第3項及び第4項を削る。

別表第3の次に次の別表を加える。

（別表第4）（第33条関係）

申請書又は届出書等	經由する機関
特定自動運行許可申請書	長野県警察本部交通部交通企画課長
特定自動運行計画変更許可申請書	

第30条第1項に規定する講習申出書（法第108条の2第1項第15号及び第16号に規定する講習に係るものに限る。）	
運転免許申請書	運転免許センター長
経由申請書	
運転経歴証明書交付等申請書（手続終了後に運転経歴証明書のみを有することを希望する者が提出するものを除く。）	
第30条第1項に規定する講習申出書（法第108条の2第1項第3号から第5号まで、第7号から第10号まで及び第12号から第14号までに規定する講習に係るものに限る。）	
運転経歴証明書再交付申請書（手続終了後に運転経歴証明書のみを有することを希望する者が提出するものを除く。）	
技能検査申請書	長野県警察本部交通部運転免許本部の東北信運転免許課長又は中南信運転免許課長
第26条の3に規定する運転技能検査申出書	
第30条第2項に規定する講習受講届	
限定解除審査申請書（運転免許証のみを有する者が提出するものに限る。）	運転免許センター長又は警察署長（長野県長野警察署長及び長野県塩尻警察署長を除く。）
第23条の3に規定する運転免許条件解除（変更）申請書（運転免許証のみを有する者が提出するものに限る。）	
運転免許条件申請書	
運転免許証記載事項変更届	
運転免許証返納届	
免許情報記録抹消届	
運転免許証交付申請書（免許情報記録個人番号カードを有する者が提出するものに限る。）	
運転免許証等更新申請書（手続終了後に運転免許証のみを有することを希望する者が提出するものに限る。）	
特例更新申請書（手続終了後に運転免許証のみを有することを希望する者が提出するものに限る。）	
運転免許取消申請書（手続終了後に免許情報記録個人番号カードを有することを希望する者が提出するものを除く。）	
運転経歴証明書交付等申請書（手続終了後に運転経歴証明書のみを有することを希望する者が提出するものに限る。）	
第29条に規定する運転免許証（運転経歴証明書）返納届	
第29条の2に規定する免許情報記録（運転経歴情報）抹消届	
国外運転免許証交付申請書	
第30条第1項に規定する講習申出書（法第108条の2第1項第2号、第6号及び第11号に規定する講習に係るものに限る。）	
第28条の2第4項に規定する運転経歴証明書記載事項変更届	
運転経歴証明書再交付申請書（手続終了後に運転経歴証明書のみを有することを希望する者が提出するものに限る。）	
限定解除審査申請書（運転免許証のみを有する者が提出するものを除く。）	運転免許センター長又は長野県飯田警察署長
第23条の3に規定する運転免許条件解除（変更）申請書（運転免許証のみを有する者が提出するものを除く。）	
運転免許証再交付申請書	

特定免許情報記録申請書	
運転免許証交付申請書（免許情報記録個人番号カードを有する者が提出するものを除く。）	
運転免許証等更新申請書（手続終了後に運転免許証のみを有することを希望する者が提出するものを除く。）	
特例更新申請書（手続終了後に運転免許証のみを有することを希望する者が提出するものを除く。）	
運転免許取消申請書（手続終了後に免許情報記録個人番号カードを有することを希望する者が提出するものに限る。）	
第26条の2に規定する認知機能検査申出書	長野県警察本部交通部運転免許本部の東北信運転免許課長若しくは東北信運転免許課東信運転免許センター長又は中南信運転免許課長
自動車教習所の届出書	長野県警察本部交通部運転免許本部東北信運転免許課長
指定自動車教習所の指定申請書	
再試験受験申込書	長野県警察本部交通部運転免許本部の東北信運転免許課北信運転免許センター長又は中南信運転免許課中南信運転免許センター長

様式第20号を次のように改める。

(様式第20号) (第23条の3関係)

運転免許条件解除(変更)申請書

長野県公安委員会 殿

申請日	
申請場所 受付番号	

免 許 情 報	フリガナ				生 年 月 日
	申請者氏名				
	本(国)籍			住 所	
	免許の種類			免許の条件等	
免許年月日	二・小・原	そ の 他		第 二 種	
報	免許証				
	交付公安委員会			交付年月日	
	免許証番号 照会番号			有効期限	
	マイナ免許証				
記録等公安委員会			記録等年月日		
免許情報記録の番号			有効期限		
電 話 番 号					

太枠内を記入してください。

解除(変更) 申請理由 (該当に○)	<input type="checkbox"/> 視力回復のため <input type="checkbox"/> 視力回復手術(レーシック等)を受けたため <input type="checkbox"/> その他()
--------------------------	--

検 査 結 果							備 考			
視 力	裸眼	左眼		矯正	左眼		視野	左	度	
		右眼			右眼			右	度	
		両眼			両眼			合計	度	
			0.5未満			コンタクト				
深 視 力	1回	mm	色 彩 識 別 能 力		適 ・ 否		検査確認	申請確認		
	2回	mm	運 動 能 力		適 ・ 否					
	3回	mm	聴 力		適 ・ 否					
	平均	mm	検 査 年 月 日							
	矯正視力									

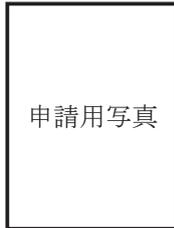
様式第23号の2から様式第24号までを次のように改める。

(様式第23号の2) (第28条の2関係)

運転経歴証明書交付等申請書

長野県公安委員会 殿

申請日	
申請場所 受付番号	



太枠内を記入してください。

フリガナ		生年月日	
申請者氏名			
住所			
現在の免許証又は 免許情報等	<input type="checkbox"/> 申請取消と同時 <input type="checkbox"/> 運転経歴証明書	<input type="checkbox"/> 失効 <input type="checkbox"/> マイナ経歴証明書	
手続終了後の 所持希望カード	<input type="checkbox"/> 運転経歴証明書	<input type="checkbox"/> マイナ経歴証明書-暗証番号	
電話番号			

氏名又は住所に変更がある場合は、太枠内に変更内容を記入してください。

フリガナ	
氏名	
住所	

申請受理所 所属 免許センター ↓	申請取消日 (免許失効日)	年 月 日	手数料欄	
	交付方法	<input type="checkbox"/> 受領 <input type="checkbox"/> 郵送	<div style="border: 1px dashed black; width: 100%; height: 100%;"></div>	
	交付予定日	年 月 日		
	免許証番号(免許情報 記録番号)			
備考	申請書受理	年 月 日	<div style="border: 1px dashed black; width: 100%; height: 100%;"></div>	
	電算登録・ 証明書作成	年 月 日		
	証明書送付	年 月 日		
		取扱者	確認者	

運転経歴証明書の交付(マイナ経歴証明書の記録)を受けました。

年 月 日 氏名

(様式第23号の3) (第28条の2関係)

運転経歴証明書記載事項変更届

長野県公安委員会 殿

申請日	
申請場所 受付番号	

太枠内を記入してください。

フリガナ		生 年 月 日
氏 名		年 月 日
住 所		
旧 氏 名		
電 話 番 号		

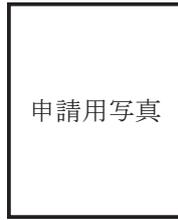
証明書番号(運転経歴 情報記録番号)													
現に有する 証明書	<input type="checkbox"/> 運転経歴証明書 <input type="checkbox"/> マイナ経歴証明書												
確認書類	<input type="checkbox"/> マイナンバーカード <input type="checkbox"/> 住民票 <input type="checkbox"/> その他()												
転出都道府県	() から転入												
備 考													
													取扱者

(様式第23号の4) (第28条の2関係)

運転経歴証明書再交付申請書

長野県公安委員会 殿

申請日	
申請場所 受付番号	



太枠内を記入してください。

フリガナ			生年月日
申請者氏名			年 月 日
住所			
再交付の理由 (該当に○)	1: 亡失 2: 盗難 3: 焼失 4: 滅失 5: 汚損 6: 破損 7: 記載事項変更 8: 写真変更 9: その他 ()		
現に有する カードの種類	<input type="checkbox"/> 運転経歴証明書 <input type="checkbox"/> マイナ経歴証明書		
手続終了後の 所持希望カード	<input type="checkbox"/> 運転経歴証明書	<input type="checkbox"/> マイナ経歴証明書	暗証番号
記載事項変更 の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
電話番号			

証明書番号 (運転経歴 情報記録番号)																			
証明書交付 年月日	年	月	日	交付員 公安委員会 名	公安委員会														
確認書類	<input type="checkbox"/> マイナンバーカード <input type="checkbox"/> その他 ()																		
拾得の有無	<input type="checkbox"/> 有 (警察署) <input type="checkbox"/> 無		実施時間		手数料欄														
交付方法	<input type="checkbox"/> 受領 <input type="checkbox"/> 郵送																		
交付予定日	年	月	日																
備考																			
																	取扱者	確認者	

再交付後の運転経歴証明書の交付 (マイナ経歴証明書の記録) を受けました。

年 月 日 氏名

(様式第24号) (第29条関係)

運転免許証(運転経歴証明書)返納届

年 月 日

長野県公安委員会 殿

返納者 住所

氏名

下記のとおり 運転免許証 運転経歴証明書 を返納します。

記

返 納 理 由

失効 再交付後発見 免許証の有効期間満了

免許の取得 その他 ()

返納する免許証等の写し

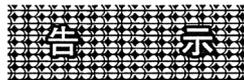
備考

取扱者	確認者

(備考) 返納する免許証等の写し欄には、返納する免許証(経歴証明書)の表側及び裏側を複写すること。

様式第24号の次に次の様式を加える。

東北信運転免許課



長野県告示第101号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関の指定を次のとおり行いました。

令和7年3月17日

長野県知事 阿部守一

精神通院医療

医療機関の名称	所在地	指定した年月日
医療法人宣慈会 あさま医院	北佐久郡軽井沢町長倉3722	令和7年3月1日
こもろ薬局	小諸市赤坂1-12-6	令和7年3月1日
ちとせや薬局	上伊那郡箕輪町大字中箕輪9610	令和7年3月1日
モリキ長野柳原薬局	長野市大字柳原2101番1	令和7年3月1日

保健・疾病対策課

長野県告示第102号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定の辞退がありました。

令和7年3月17日

長野県知事 阿部守一

精神通院医療

医療機関の名称	所在地	辞退年月日
医療法人 ささき医院	東御市本海野1673-1	令和7年2月28日
アガタ薬局	松本市県1-7-19	令和7年2月28日
クスリのサンロード薬局 松川店	下伊那郡松川町元大島1453	令和7年2月28日
筒井薬局	下伊那郡高森町下市田2857-14	令和7年1月30日
有限会社 白馬堂薬局	諏訪市諏訪1-16-1	令和7年3月3日

保健・疾病対策課

長野県告示第103号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、次のとおり検査を実施します。

令和7年3月17日

長野県知事 阿部守一

実施の目的	実施する区域	実施の対象となる家畜の種類及範囲	実施の期日	検査の方法
ヨーネ病予防のため	佐久市のうち 浅間地区 野沢地区 中込地区 東地区 白田地区 望月地区 南佐久郡 南牧村のうち	搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及び当該雌牛と同一施設内で飼育している牛 ただし、検査を不要と認めた牛は除く	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで	家畜伝染病予防法施行規則別表第1に規定されている検査法